

アスリート委員会規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）定款8章第58条の規定に基づいて設置するアスリート委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(目 的)

第2条 この委員会は、ペタンク競技に関連する事項について、本法人に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本法人の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成、ペタンク競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により、次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。

- (1) アンチ・ドーピングの教育や啓発に関すること
- (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
- (3) 選手指導に関すること
- (4) 試合環境の整備・改善に関すること
- (5) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (6) ペタンク競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (7) 本法人の主催事業に協力し、ペタンク競技の普及発展に寄与すること
- (8) 他の競技団体のアスリート委員会との協力・連携に関すること
- (9) その他選手に関すること

(構 成)

第4条 委員会は8名以上10名以内で組織する。

- 2 理事会は、理事の中から委員長1名と委員1名を選任する。
- 3 強化指定選手（男子）は、互選により委員3名を選任する。
- 4 強化指定選手（女子）は、互選により委員3名を選任する。
- 5 強化指定選手から選任された委員は、互選により副委員長（男子）1名及び副委員長（女子）1名を選任する。
- 6 委員会は、役員選考規程第5条第3項の定めにより、役員候補者選考委員会に対し、前項に定める副委員長（女子）を理事候補者として推薦する。

(強化指定選手から選出した副委員長及び委員の資格)

第5条 副委員長及び委員は、次の事項を満たし、人格識見とも優れ、ペタンク競技に関する見識を持ち合わせるとともに、社会的良好な判断ができ、アスリートを代表して、

アスリートの育成、ペタンク競技の普及発展に寄与することができる者とする。

- (1) 年齢が20歳以上の者。
- (2) 競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者。

(任期)

第6条 アスリート委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は次の通りとする。

- (1) 理事会が選任した委員長及び委員の任期は、本法人理事の任期（2年）と同じとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 強化指定選手が互選により選任した委員及び強化指定選手から選任された委員が互選により選任した副委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 前号の定めに関わらず、理事に選任された副委員長（女子）は、強化指定選手の指定期間が終了した後に再度強化指定を受けなかった場合、強化指定選手の互選により委員に選任されなかった場合又は強化指定選手から選任された委員の互選により副委員長に選任されなかった場合であっても、理事である間はなお委員、副委員長及び理事の地位を失わない。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、原則として強化合宿時、および、必要に応じ開催するものとし、委員長が招集する。

- 2 委員は、必要に応じ委員の半数以上の承諾を得て、委員長に対しいつでも委員会の開催を求めことができる。
- 3 本法人の会長、代表理事副会長、業務執行理事副会長及び専務理事は、委員会の会議に出席し意見を述べることができる。

(決議)

第8条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、令和4年（2022年）10月14日から施行する。